

各 病 院 長
各 診 療 所 長

様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公 印 省 略)

医療機関外の場所で行う健康診断（巡回健診等）に関するQ&Aについて

平成27年3月31日付け医政発0331第11号 厚生労働省医政局長からの周知依頼を送付した際、大阪府から併せて示した上記Q&Aについて、下記のとおり誤記がありましたので、訂正いたします。

	訂正箇所 Q 1 巡回健診とは、何ですか。 A 1 【参考】簡素な事務手続きのご案内
誤	大阪府内にある医療機関が、大阪府内において巡回健診を大阪府内で行う場合、 ➤ 初めて巡回健診を実施する際 ・ 事前に 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）開始計画書」の提出 ・ 巡回健診実施後10日以内に 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施計画書」の提出 ・ 翌月の10日までに 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施報告書」の提出 ➤ 2回目以降 ・ 巡回健診実施後10日以内に 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施計画書」の提出 ・ 翌月の10日までに 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施報告書」の提出
正	大阪府内にある医療機関が、大阪府内において巡回健診を 実施する場合 、 ➤ 初めて巡回健診を実施する際 ・ <u>巡回健診実施後10日以内に</u> 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）開始計画書」の提出 ・ <u>事前</u> 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施計画書」の提出 ・ 翌月の10日までに 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施報告書」の提出 ➤ 2回目以降 ・ <u>事前</u> 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施計画書」の提出 ・ 翌月の10日までに 「病院・診療所（巡回診療・ 健診 ）実施報告書」の提出

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室
保健医療企画課 医事グループ
TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）
FAX：06-6944-7546